

令和2年4月7日

保護者 様

たつの市立小宅小学校
校長 中山 茂樹

令和2年度「特別警報」・「警報」発令時の登校について

「特別警報」及び大雨・台風による暴風雨・大雪にかかる「警報」発令時の児童の登校について、次のように取り扱います。テレビ・ラジオ等の気象情報を確認して、下記のとおり対応をお願いします。

記

- 1 午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」が発令されているときは、臨時休業とする。
※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発令されている場合であっても、「たつの市」に発令されていない場合には、登校する。
- 2 午前7時以降、8時30分までに「警報」が発令された場合も、臨時休業とする。警報発令が、登校途中、または登校済みの場合は、児童の安全確保を最優先に適切に対応する。

<登下校途中での警報発令について>

★教職員が通学路を巡回して対応

★保護者の方による対応（判断）

- (1) 集合場所での発令・・・帰宅させる。
- (2) 出発直後・・・・・・・・自宅に近い場合は帰宅させる。
(1)(2)の場合、対応していただいた保護者の方は学校へ連絡。
- (3) 登校した場合・・・・・・・・学校からの連絡メールなどにより、保護者の方へ引き渡し連絡。
※放課後児童クラブは開設されない。

<児童が通学途中で引き返し、帰宅する場合を想定した家庭での準備>

- ① 事前に家の鍵を渡しておいたり、鍵についてルールを決めておいたりして、児童が自力で家に入れるようにしておいてください。
- ② 児童が家に入れない場合は、近所の家と対処の仕方について相談して決めておき、児童が対処できるようにしておいてください。
- ③ メール等で児童の引き返しや途中下校を知った場合、各地区で在宅の保護者の方に、児童の安全確保のために迎えに出てください。

警報等の情報に注意していただき、家庭での対応をお願いいたします。

- 3 午前8時30分以降、「警報」が発令された場合は、通学路の安全を確かめてから下校させたり、引き渡しをしたり、児童の安全確保を最優先に適切に対応する。

※放課後児童クラブは開設されない。

- 4 「警報」が発令されていなくても、登校時の安全等に問題があると判断したときは別に連絡する。